

第 4148 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 12月 22日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 分割払いの損害保険料

**Q**：当社では、決算前に掛け捨ての損害保険に加入することを検討しています。保険料は分割して払う予定ですが、その全額を短期前払費用としてその期の損金に算入することができるでしょうか？

**A**：短期前払費用に適用対象にはならず、保険期間の経過に伴う部分だけが、損金になります。

### 【解説】

損害保険契約の場合、契約を締結しただけでは債務が確定しているとはいえないことから、その保険料の全額を契約日の属する事業年度の損金とすることは認められず、保険期間の経過に伴う部分のみがその期の損金となりますが、継続適用を要件として、次のいずれかの方法によることが認められます。

- ① 期末に支払った第1回目の保険料
- ② 次により計算した金額

$$\text{保険料の総額} \times \frac{\text{支払日から期末までの日数}}{365日}$$

なお、法人税基本通達に規定している短期前払費用は、その事業年度に支出した費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分について適用を認めた規定であり、その事業年度に支出していない費用のうちまだ役務の提供を受けていない部分にまでも適用するというものではありませんので注意してください。

